

申請期限再延長のご案内

広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

「広島県賃上げ環境整備支援事業補助金」について、

県への申請期限を**再度延長**します！

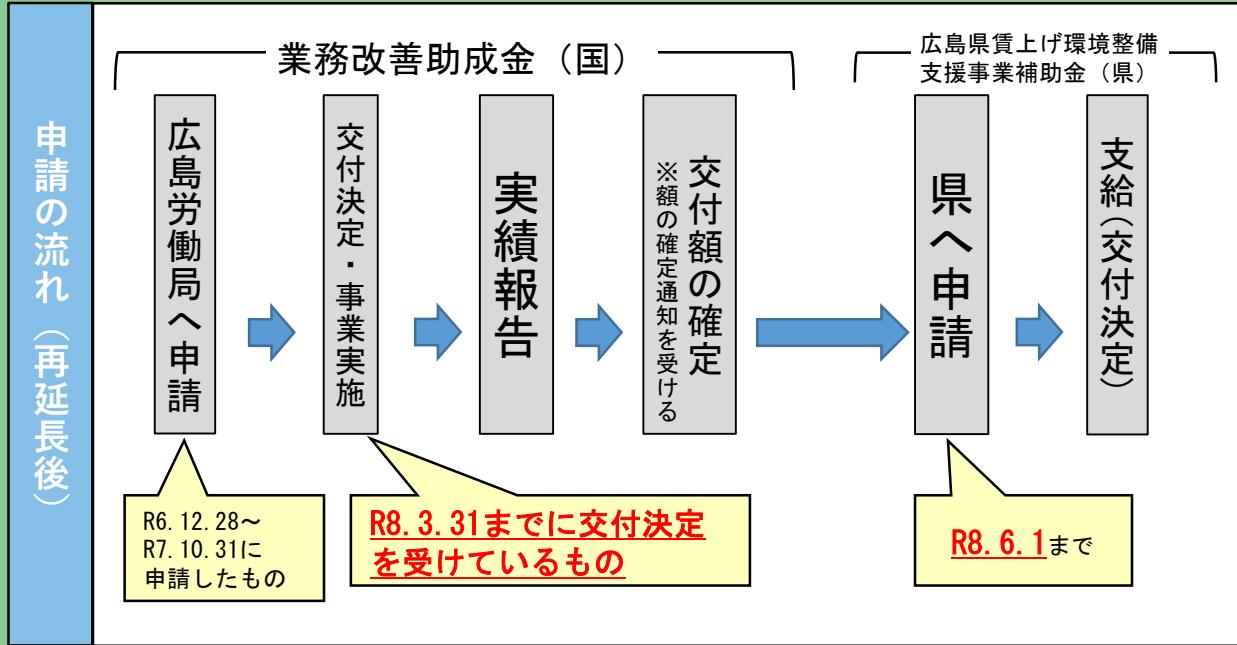
変更点

●広島県賃上げ環境整備支援事業補助金の申請期限

R8.2.27 ⇒ **R8.6.1(月)**

●対象となる国の業務改善助成金

⇒ **R8.3.31までに交付決定を受けているもの**



●補助金の概要

賃金の引き上げと、生産性向上に資する設備投資等に取り組み、国の業務改善助成金の支給を受けた県内の中小企業等の皆様に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者

次の①～③のいずれにも該当する者

①県内に事業所を有する中小企業等

②令和6年12月28日から令和7年10月31日までの間に

広島労働局へ業務改善助成金の申請を行い、

令和8年3月31日までに交付決定を受けた者

③業務改善助成金の交付額確定の通知の写しを

県への申請時に提出できる者

●補助率

業務改善助成金交付確定額の1/10

詳細・申請様式はこちら
(広島県ホームページ)



○お問い合わせ先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL.082-513-3411 FAX.082-222-5521

E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

